

Ⅱ 教育課程	第4分科会 研究課題	知性・創造性 知性・創造性を育むカリキュラム・ マネジメントと校長の在り方
---------------	-----------------------	--

分科会の趣旨

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校は、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識や技能の習得、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成に向けての教育課程を編成していくことが求められている。さらに、創意ある教育課程の編成・実施・評価・改善を進め、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」にしていくことも求められている。

こうした状況の中で学校においては、地域と連携・協働して、子どもたちが社会の変化に主体的に関わり、課題解決を図るしなやかな知性と豊かな創造性を発揮できるようにしていく必要がある。

そこで、校長は、教育課程を編成し、その成果と課題の把握に努め、その結果をもとに、教育課程の改善を図り、21世紀を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成する創意ある教育の推進に向けて積極的に取り組むことが重要である。そのためには、教育課程のPDCAサイクルの確立や地域などの外部資源の効果的な活用等、社会に開かれた創意ある教育課程にしていくためのカリキュラム・マネジメントが求められる。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、しなやかな知性と豊かな創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善についての具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) しなやかな知性と豊かな創造性の育成

子どもたちが、様々な変化や課題に立ち向かい乗り越えるためには、自ら獲得した知識・技能の中からその状況に応じて必要なものを活用し、先の見通しをもって課題を解決してこうとする柔軟な思考や粘り強さと先見性等を身に付けることができるようにしたい。

そのためには、学習指導が柔軟な思考や粘り強さ、先見性につながるものとして展開される必要がある。そして、更なる学習指導の充実・改善のための評価が重要となる。

このような視点から、しなやかな知性と豊かな創造性を育む学習指導と評価の在り方を明らかにしていくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) しなやかな知性と豊かな創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

子どもたちに今日的な課題を克服していく力を身に付けることができるようにするためには、全教職員が子どもたちに育成すべき資質・能力について共通理解を深めるとともに、そのために必要な学習指導の工夫や教材の開発について協働して取り組み、実践の結果を基に教育課程の見直しを常に図っていく仕組みを確立する必要がある。

そのために校長は、しなやかな知性と豊かな創造性を育むための教育課程編成上の課題を明確にし、地域と連携・協働を図り、絶えずより望ましい学習活動等の充実・改善を図ることが大切である。

このような視点から、しなやかな知性と豊かな創造性を育む教育課程を編成・実施・評価・改善していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第4分科会 「知性・創造性」

研究課題 「知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントと校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。

「知識基盤社会」の特質としては、例えば、①知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、②知識は日進月歩であり、競争と革新が絶え間なく生まれる、③知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる、④性別や年齢を問わず参画することが促進される、などを挙げることができる。

このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなどの知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させるとともに、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。

こうした社会において、自己責任を果たし、他者と切磋琢磨しつつ一定の役割を果たすためには、基礎・基本的な知識・技術の習得やそれらを活用して課題を見出し、解決するための思考力・判断力・表現力が必要である。しかも、知識・技能は、陳腐化しないよう常に更新する必要があることから、生涯にわたって学ぶことが求められており、学校はそのための重要な基盤である。

学習指導要領の次期改訂の基本方針では以下のように述べている。(平成28年8月1日中央教育審議会教育課程企画特別部会資料より)

○ 教育基本法や学校教育法が目指す普遍的な教育の根幹を踏まえ、グローバル化の進展や人工知能(AI)の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子供たち一人一人に確実に育む学校教育を実現。“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」を実現。

○ AIも学習し進化する時代において、人間が学ぶことの本質的な意義や強みを問い直し、これまで改訂の中心であった「何を学ぶか」という指導内容の見直しに加えて、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の視点から学習指導要領を改善。

○ 持続可能な開発のための教育(ESD)等の考え方も踏まえつつ、社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」を育むという理念のさらなる具体化を図るため、学校教育を通じてどのような資質・能力が身に付くのかを、以下の三つの柱に沿って明確化。

①生きて働く「知識・技能」の習得

②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成

③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養

このようなことを踏まえ校長は、教師の指導力の向上や、学習規律の確立・家庭学習の習慣化を図り、基礎的・基本的技能の確実な習得及び知識・技能の活用や思考力・表現力・判断力を身に付けるなど、しなやかな知性と豊かな創造性を育成するとともに、それらを育成するためのカリキュラム・マネジメントの実施を促進していかなければならない。

2. 「研究主題」を究明する視点

(1) しなやかな知性と豊かな創造性の育成

- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させる学習活動
- ・ 思考力・判断力・表現力などを育み、主体的に学習に取り組む態度を養う学習活動

(2) しなやかな知性と豊かな創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得及びそれらを活用して問題の解決に当たる能力を身に付ける学習指導の在り方
- ・ しなやかな知性と豊かな創造性を育むための教育課程の編成・実施・評価・改善

3. 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

平成 28 年度 文部科学白書 文部科学省

(5) 教育内容の主な事項

①言語能力の確実な育成

言葉は、学校という場において子供が行う学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。したがって、言語能力の向上は、学校における学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる課題であり、文章で表された情報の的確な理解に課題があると指摘される中、ますます重視していく必要があります。現行学習指導要領では、児童生徒一人一人の思考力・判断力・表現力等を育むために、国語科をはじめ各教科などで記録、説明、要約、論述、話し合いなどの言語活動の充実を図っています。次期学習指導要領においても、国語科をはじめ各教科等において、発達段階に応じた語彙の確実な習得や、情報を正確に理解し適切に表現する力の育成など、言語能力の確実な育成を進めることとしています。

②理数教育の充実

次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供の裾野の拡大や子供の才能を見いだし伸ばしていくことが重要です。現行学習指導要領では、算数・数学、理科の授業時数や内容が充実され、観察・実験などの充実を図っています。次期学習指導要領においては、育成を目指す資質・能力を明確化し、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しを持った観察・実験などの充実により更に学習の質を向上させることとしています。

③伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。このため、現行学習指導要領では、各教科等で我が国の伝統や文化についての理解を深める学習の充実を図っています。次期学習指導要領においては、我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実することとしています。

④道徳教育の充実

学校教育では、調和の取れた人間の育成を目指して、子供たちの発達段階に応じた道徳教育を展開することとしています。文部科学省では、平成27年3月に学習指導要領の一部改正等を行い、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（「道徳科」）として新たに位置付けました。道徳科は、小学校では30年度から、中学校では31年度からそれぞれ全面実施されます。これを見据え、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の充実や「道徳教育アーカイブ」の開設など、各学校や地方公共団体等の多様な取組を支援しています。

⑤体験活動の充実

生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動といった様々な体験活動を行うことは極めて有意義です。現行学習指導要領では、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験等を行うために、特別活動の時間等において、体

験活動の充実を図っています。次期学習指導要領においても、生命の有限性や自然の大切さなどを実感するための体験活動の充実や自然の中での集団体験活動、職場体験を重視するといった体験活動の充実を進めることとしています。

⑥外国語教育の充実

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。現行学習指導要領では、外国語を通して、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどを理解したり、伝えたりする力の育成を目標として掲げ、小学校高学年における外国語活動の導入や、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の英語力を総合的に育成することを狙いとした改訂が行われ、学校現場においては、指導改善による成果が認められています。しかし、学年が上がるにつれて学習意欲に課題が生じるといった状況や、学校種間の接続が十分とは言えず、児童生徒が進級や進学をした後に、それまでの学習内容を発展的に生かすことができないといった状況も指摘されていました。また、中・高等学校における生徒の英語力では、習得した知識や経験を生かし、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて適切に表現することなどに課題があるとされています。これらの成果や課題を踏まえ、次期学習指導要領においては、外国語教育の更なる改善・充実のため、国際的な基準であるCEFR* 4などを参考にして、小・中・高等学校で一貫した、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やりとり）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」の五つの領域により示す、領域別の目標を設定することとしました。各学校段階においては、小学校では、中学年から「聞くこと」、「話すこと」を中心とした外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めた上で（年間35単位時間程度）、高学年から発達段階に応じて段階的に「読むこと」、「書くこと」を加え、総合的・系統的に教科として学習を行うこと（年間70単位時間程度）としています。これを踏まえ、中学校では、互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視し、授業を外国語で行うことを基本とし、具体的な課題等を設定するなどして、学習した語彙、表現などを実際に活用する言語活動を改善・充実することなどを中心として改訂を行いました。また、高等学校では、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」を総合的に扱う科目群として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を設定し、「英語コミュニケーションⅠ」を共通必修科目とするとともに、外国語による発信能力を高める科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定する等の改訂を行う予定です。

1 教育課程編成の原則（第1章第1の1）

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

(1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、第1章総則第1の1において「各学校においては、・・・適切な教育課程を編成するものとし」と示している。また、第1章総則第1の2では、学校の教育活動を進め

るに当たっては、各学校において「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示されており、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が強調されている。学校において教育課程を編成するという事は、学校教育法第37条第4項において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するという事である。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。「総合的な学習の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、学級や学年の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要となっている。各学校には、校長、副校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のある、しかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

(2) 教育課程の編成の原則

本項が規定する「これらに掲げる目標」とは、学習指導要領を含む教育課程に関する法令及び各学校が編成する教育課程が掲げる目標を指すものである。また、「目標を達成するよう教育を行うものとする」の規定は、前述のとおり、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第21条（義務教育の目標）及び第30条（小学校教育の目標）が、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする」と規定していることを踏まえたものであり、児童が目標を達成することを義務づけるものではないが、教育を行う者は、これらに掲げる目標を達成するように教育を行う必要があることを示したものである。

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第1章第1の2）

(1) 確かな学力（第1章第1の2の(1)）

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。教育基本法第2条第1号は、教育の目的として「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養う」ことを規定し、学校教育法第30条第2項は、小学校教育の実施に当たって、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と規定している。本項は、こうした法令の規定を受け、児童が確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵かん養を目指す教育の充実に努めることを示している。加えて、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要であることから、学校教育法第30条第2項に規定された事項に加えて、「個性を生かし多様な人々との協働を促す」ことを示している。こうした知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度、多様性や協働性の重視といった点は、第1章総則第1の3(1)から(3)までに示す資質・能力の三つの柱とも重なり合うものであることから、その詳細や資質・能力の三つの柱との関係については、本解説第3章第1節の3において解説している。また、確かな学力の育成は、第1章総則第3の1に示すとおり、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであり、そうした学習の過程の在り方については、本解説第3章第3節の1において解説している。本項においては、確かな学力の育成に当たって特に重要となる学習活動として、児童の発達の段階を考慮して、まず「児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実する」ことを示しており、学習の基盤となる資質・能力の育成について第1章総則第2の2(1)において言語活動の充実について第1章総則第3の1(2)において規定されている。加えて本項では、「家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること」の重要性を示している。小学校教育の早い段階で学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応

じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

4 カリキュラム・マネジメントの充実（第1章第1の4）

各学校においては、児童や学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。本項は、各学校が教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことができるよう、カリキュラム・マネジメントとは何かを定義するとともにその充実について示している。教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義している。また、総則の項目立てについても、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていく観点から、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手続を踏まえて、①小学校教育の基本と教育課程の役割（第1章総則第1）、②教育課程の編成（第1章総則第2）、③教育課程の実施と学習評価（第1章総則第3）、④児童の発達の支援（第1章総則第4）、⑤学校運営上の留意事項（第1章総則第5）、⑥道徳教育に関する配慮事項（第1章総則第6）としているところである。各学校においては、こうした総則の全体像も含めて、教育課程に関する国や教育委員会の基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められる。

ア 児童や学校、地域の実態を適切に把握すること

教育課程は、第1章総則第1の1が示すとおり「児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して」編成されることが必要である。各学校においては、各種調査結果やデータ等に基づき、児童の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

イ カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

学校の教育活動の質の向上を図る取組は、教育課程に基づき組織的かつ計画的に行われる必要がある。各学校においては、第1章総則第5の1アに示すとおり、「校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行う」ことが必要である。また、教育課程は学校運営全体の中核ともなるものであり、同じく第1章総則第5の1アに示すとおり、学校評価の取組についても、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意が必要である。組織的かつ計画的に取組を進めるためには、教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を、学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。校内の組織及び各種会議の役割分担や相互関係を明確に決め、職務分担に応じて既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けたりすること、また、分担作業やその調整を含めて、作業ごとの具体的な日程を決めて取り組んでいくことが必要である。また、カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要である。第1章総則第2の1に示すとおり、教育課程の編成の基本となる学校の経営方針や教育目標を明確にし、家庭や地域とも共有していくことが求められる。